

費用の配賦・レートメークについて

平成27年11月13日（金）

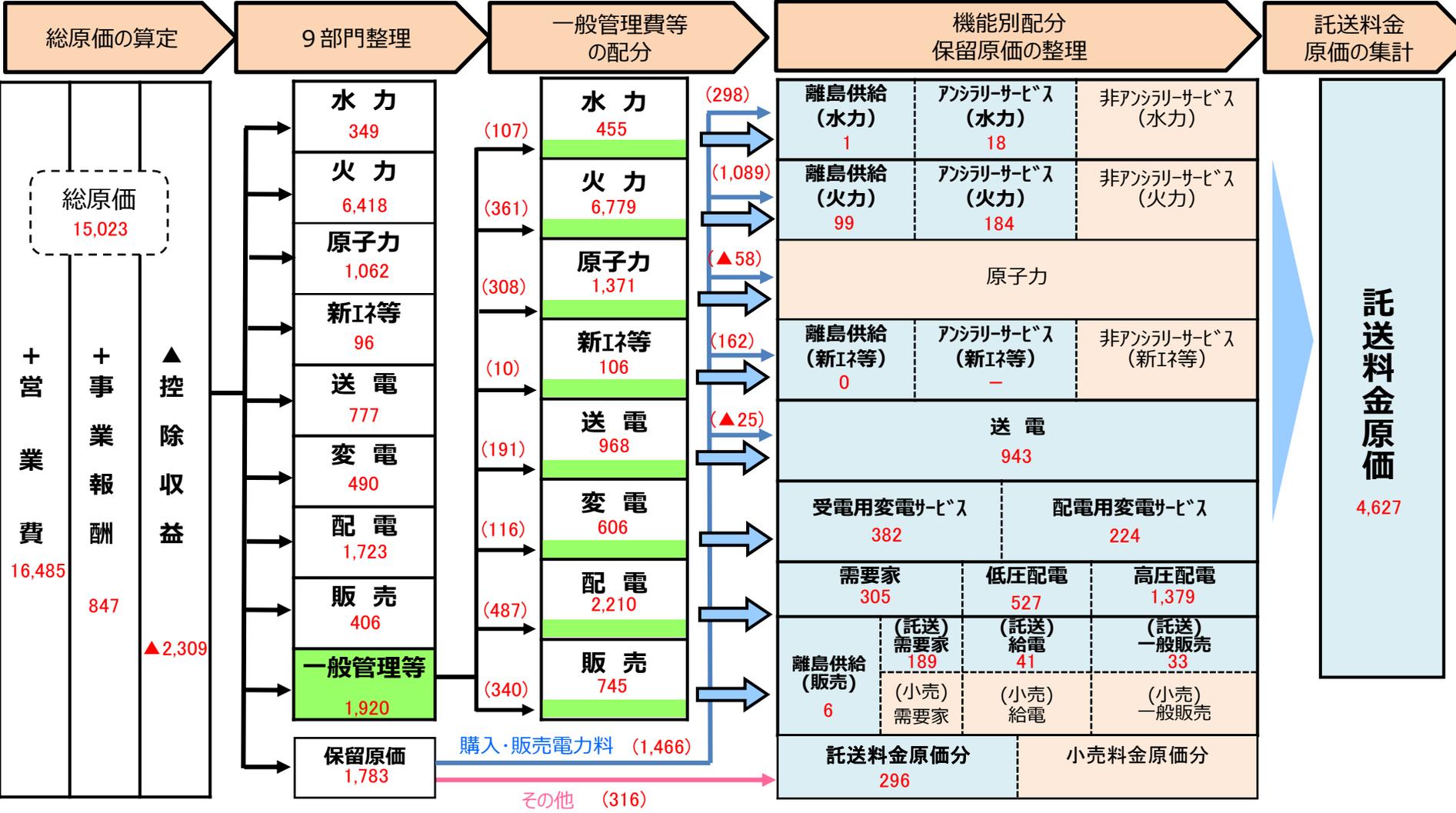
東北電力株式会社

費用の配賦について

総原価からの託送料金原価の特定について

■ 今回の申請においては、平成25年に認可された総原価をもとに、現行の託送料金算定省令で規定された方法に準じて、託送料金原価を特定しております。

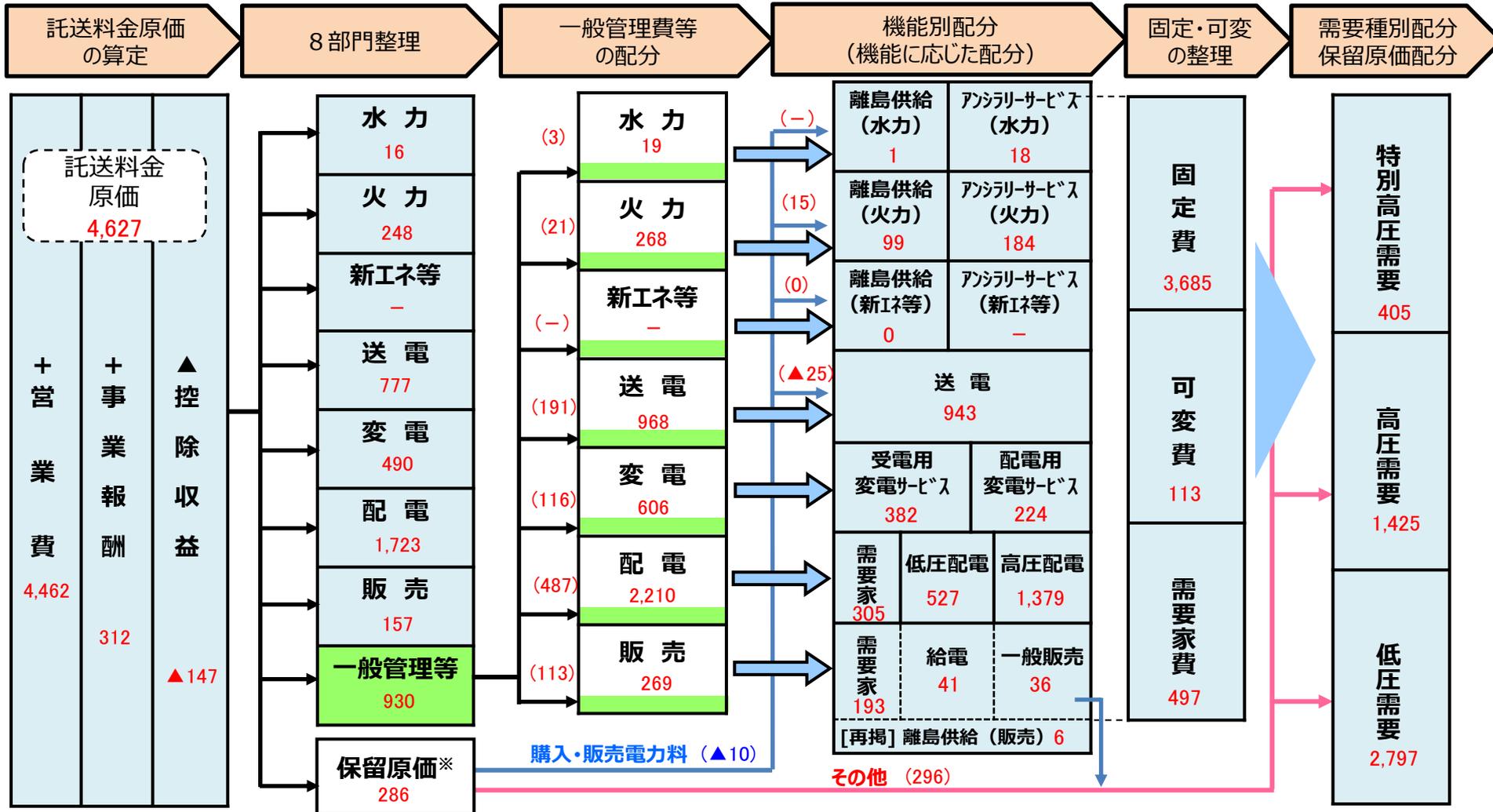
【金額の単位は億円、平成25年度～平成27年度平均。四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。（以降の頁も同様）】



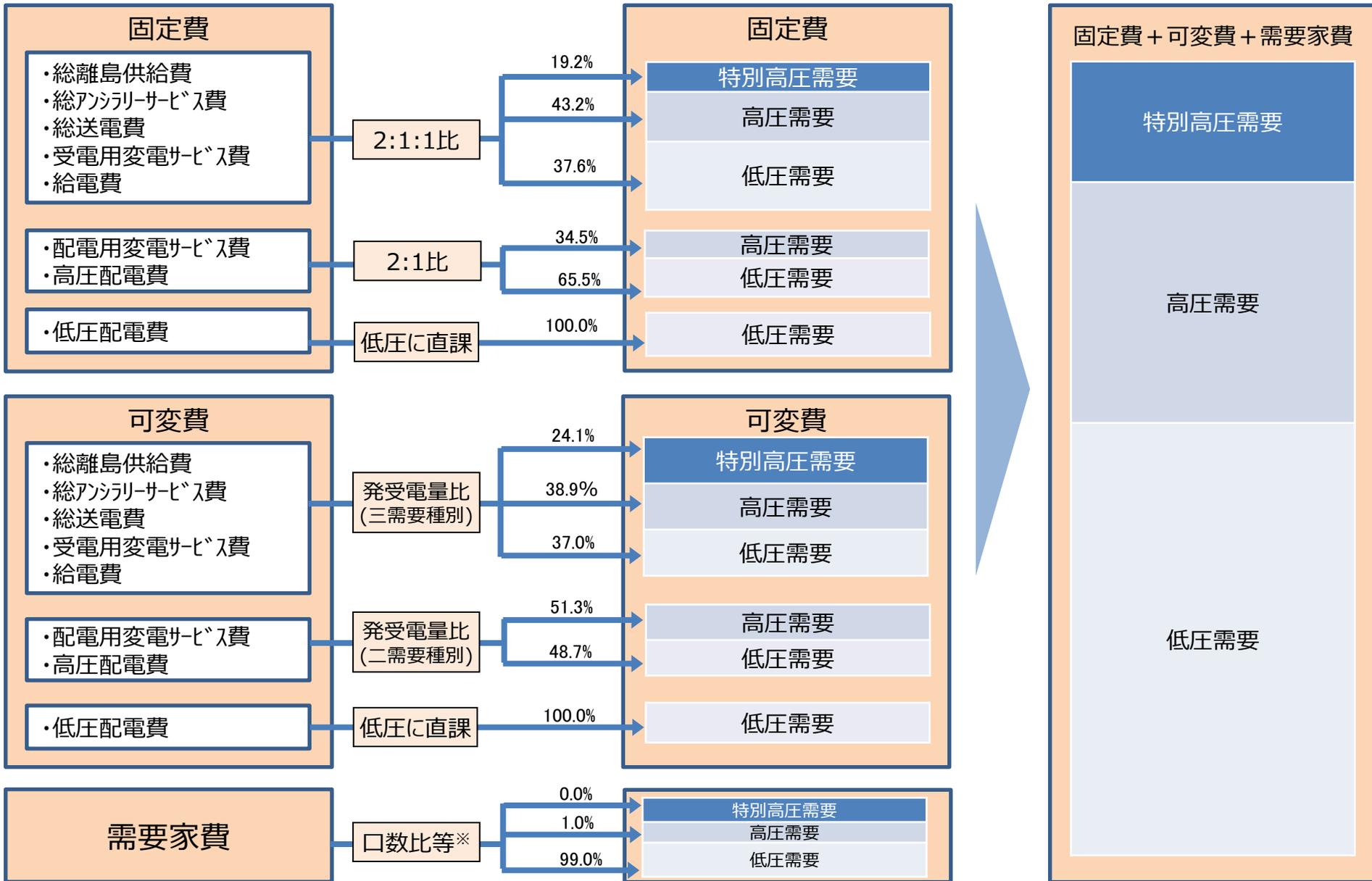
新たな省令に基づく託送料金原価の配分について

■ 総原価から託送料金原価を特定した後、新たな算定省令※に基づき、託送料金原価をその機能や性質に応じて、特別高圧・高圧・低圧の三需要種別に配分しております。

※「電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令」



※ 保留原価：使用済燃料再処理等既発電費，購入・販売電力料，振替損失調整額，電源開発促進税，事業税，電力費振替勘定（貸方），遅収加算料金，託送収益，事業者間精算収益，電灯料・電力料（離島非NW分），電気事業雑収益，預金利息



※ 需要家費のうち、引込線・計器等に係るものの一部は、事業者設定基準を定め需要種別配分を行っております。

レートメイクについて

- 託送料金は、新省令第25条の規定にしたがい、以下のとおり設定いたしました。
 - 料金の種類：送配電設備の利用形態の差異を踏まえてメニュー設定。
 - 料金制：基本料金と電力量料金で構成される二部料金制，従量料金制および定額料金制の設定。
 - 料金率：送配電設備の利用形態の差異等を踏まえるとともに，原価と収入が一致するような設定。
- なお，設定いたしました託送料金メニューの種類は以下のとおりです。

特別高圧	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">特別高圧 標準/時間帯別 接続送電 サービス (二部料金制)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">特別高圧 従量接続送電 サービス (従量制)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">特別高圧 臨時接続送電 サービス (二部料金制)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">予備送電 サービスA/B (基本料金制)</div> </div>				2,000kW	
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">高圧 標準/時間帯別 接続送電 サービス (二部料金制)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">高圧 従量接続送電 サービス (従量制)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">高圧 臨時接続送電 サービス (二部料金制)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">予備送電 サービスA/B (基本料金制)</div> </div>				2,000kW 50kW	
低圧	電 灯		動 力			
	50kVA	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">電灯標準/時間帯別 接続送電 サービス (二部料金制)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">電灯従量 接続送電 サービス (従量制)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">電灯臨時 接続送電 サービス (二部料金制)</div> </div>		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">動力標準/時間帯別 接続送電 サービス (二部料金制)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">動力従量 接続送電 サービス (従量制)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">動力臨時 接続送電 サービス (二部料金制)</div> </div>		50kW
	3kVA					
	0.4kVA	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">電灯臨時定額 接続送電 サービス (定額制)</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">動力臨時定額 接続送電 サービス (定額制)</div>		5kW
	電灯定額接続送電サービス (定額制)					

■ 託送料金率は、以下のとおり算定いたしました。

1. 電圧ごとのレートメイク	2. 各料金率の算定	
<p>託送原価と託送料金収入が一致するよう、電圧ごと（低圧は電灯・動力に配分）にレートメイク</p>	<p>①基本料金率</p>	<p>託送原価から基本料金による回収分を算定し、料金適用kWで除すことにより基本料金率を算定</p>
<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 特別高圧 託送原価 $\left(= \text{特別高圧 託送料金収入} \right)$ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 高圧 託送原価 $\left(= \text{高圧 託送料金収入} \right)$ </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 低圧 託送原価 $\left(= \text{低圧 託送料金収入} \right)$ </div> <div style="margin-right: 10px;"> \rightarrow </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 電灯 回収分 </div> <div style="margin-right: 10px;"> \rightarrow </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 動力 回収分 </div> </div> </div>	<p>②電力量料金率</p>	<p>託送原価から基本料金収入分を控除（低圧の場合は定額制料金収入分も控除）し、料金適用kWhで除すことにより電力量料金率を算定</p>
	<p>基本料金回収分</p> <p>電力量料金回収分</p>	<p>\div 料金適用kW = 基本料金率</p> <p>\div 料金適用kWh = 電力量料金率</p>
	<p>基本料金回収分</p> <p>電力量料金回収分</p>	<p>\div 料金適用kW = 基本料金率</p> <p>\div 料金適用kWh = 電力量料金率</p>
	<p>定額制回収分</p> <p>基本料金回収分</p> <p>電力量料金回収分</p>	<p>平均単価\times時間数 = 定額制料金率</p> <p>\div 料金適用kW = 基本料金率</p> <p>\div 料金適用kWh = 電力量料金率</p>
	<p>定額制回収分</p> <p>基本料金回収分</p> <p>電力量料金回収分</p>	<p>平均単価\times時間数 = 定額制料金率</p> <p>\div 料金適用kW = 基本料金率</p> <p>\div 料金適用kWh = 電力量料金率</p>

※託送原価に近接性評価割引制度による割引見込み額を含めて算定。

※低圧託送原価の電灯・動力への配分は費用配賦における配分方法（三需要種別）に準じて配分。

○当社モデルケースにおける電気料金と託送料金との比較

	1ヶ月の 使用電力量	電気料金 お支払額	託送料金 相当額
従量電灯B (契約電流：30A)	280kWh	7,582円 (442円)	2,842円
従量電灯C (契約容量：13kVA)	1,100kWh	35,615円 (1,738円)	11,316円
時間帯別電灯A (契約容量：6kVA)	640kWh	16,592円 (1,011円)	6,063円
低圧高稼動契約 (契約電力：43kW)	9,300kWh	232,513円 (14,694円)	92,860円
低圧電力 (契約電力：6kW)	350kWh	12,612円 (553円)	5,600円

※電気料金お支払額には、燃料費調整額を含まず、平成27年5月以降に適用する単価で算定した再生可能エネルギー発電促進賦課金（再掲）を含みます。託送料金相当額には、離島ユニバーサルサービス調整額を含みません。

※電気料金お支払額および託送料金相当額には、消費税等相当額を含みます。

※低圧高稼動契約および低圧電力の電気料金お支払額には、「その他季」の電力量料金単価を適用し、力率は90%で算定しています。

※実際にお支払いいただく電気料金は、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金により変動し、託送料金相当額は、離島ユニバーサルサービス調整額により変動します。

※使用量の内訳は、時間帯別電灯Aは昼間時間385kWh・夜間時間255kWh。

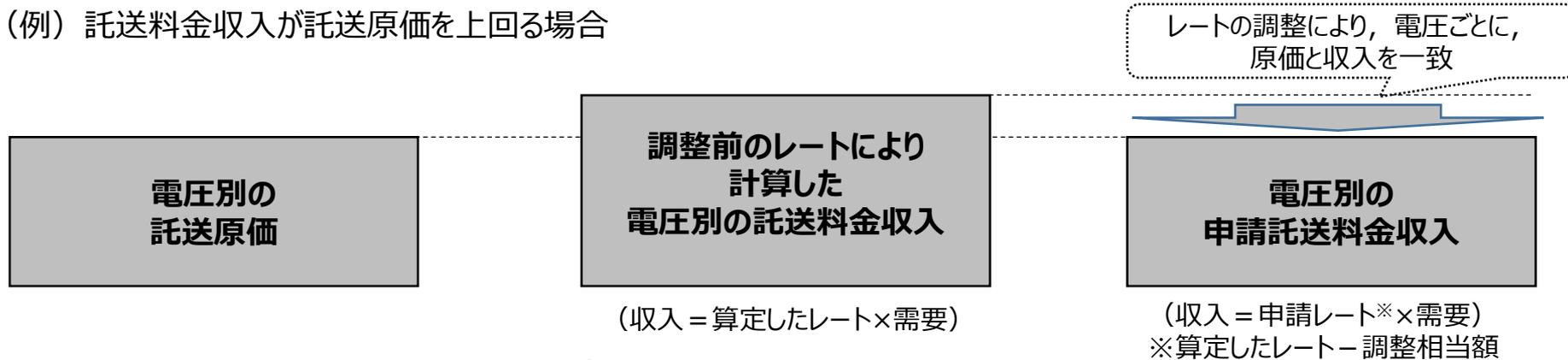
※低圧高稼動契約の託送料金相当額の内訳は、電灯52,196円（24kW，5,580kWh），動力40,664円（19kW，3,720kWh）。

※託送料金相当額の算定においては、上記の使用量内訳等を基に算定しています。

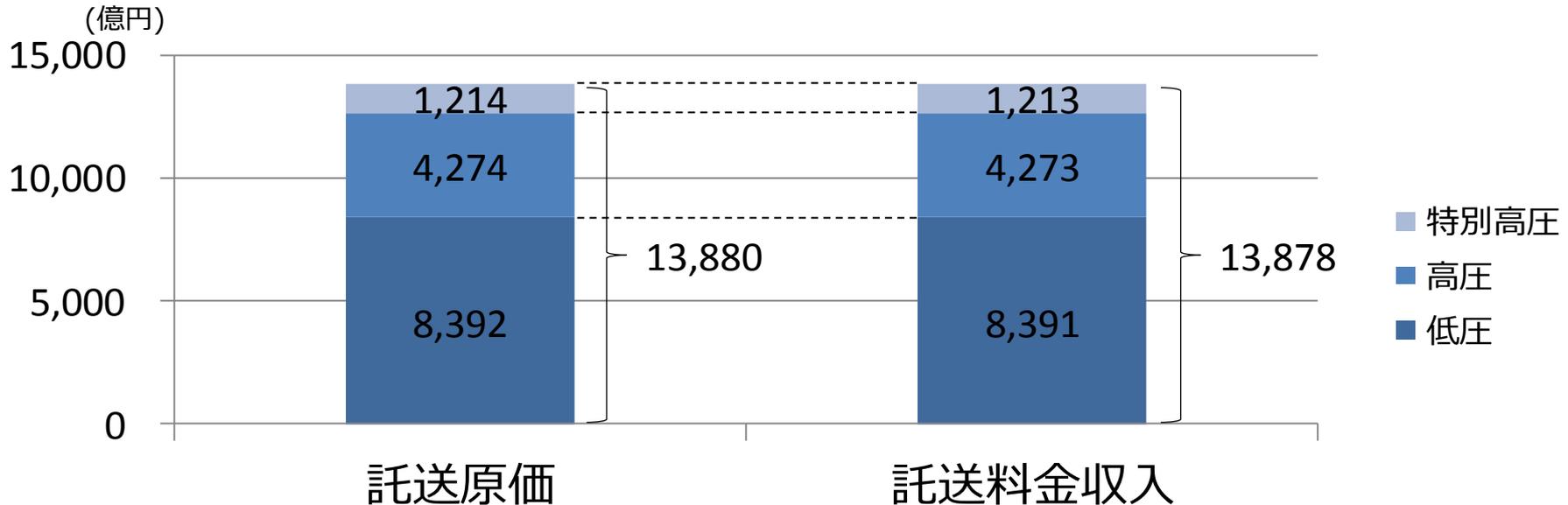
- 新省令にしたがい、電圧ごとに託送原価と託送料金収入が一致するように託送料金を設定いたしました。
- 具体的には、「託送原価」と「託送料金収入」との差異が小さくなるように、算定したレートに調整相当額を加減算し、託送料金収入を調整いたしました。

<算定レートの調整>

(例) 託送料金収入が託送原価を上回る場合



<申請中の託送原価と想定託送料金収入 (3年合計) >



※四捨五入の関係で合計が一致しない。

- 一般送配電事業者が離島のお客さまへの供給義務を負うことに伴い、「離島ユニバーサルサービス」に係るコストは託送料金として、当社供給区域内の全てのお客さまにご負担いただくこととなります。
- 離島（当社の場合、飛島・粟島・佐渡島が該当）における電源は主として火力発電によるものでありますが、この火力燃料費に係る価格変動分を託送料金に自動的に反映させる仕組み「離島ユニバーサルサービス調整制度」を新省令第29条に基づき導入いたします。
- 離島ユニバーサルサービス調整額の算定の基礎となる諸元は以下のとおりとなります。

○離島ユニバーサルサービス調整の前提諸元

		今回
離島基準燃料価格	円/k ℓ	57,700
上限価格	円/k ℓ	86,600
換算係数	α	—
離島基準単価（税込・全電圧共通）	円/kWh	0.001

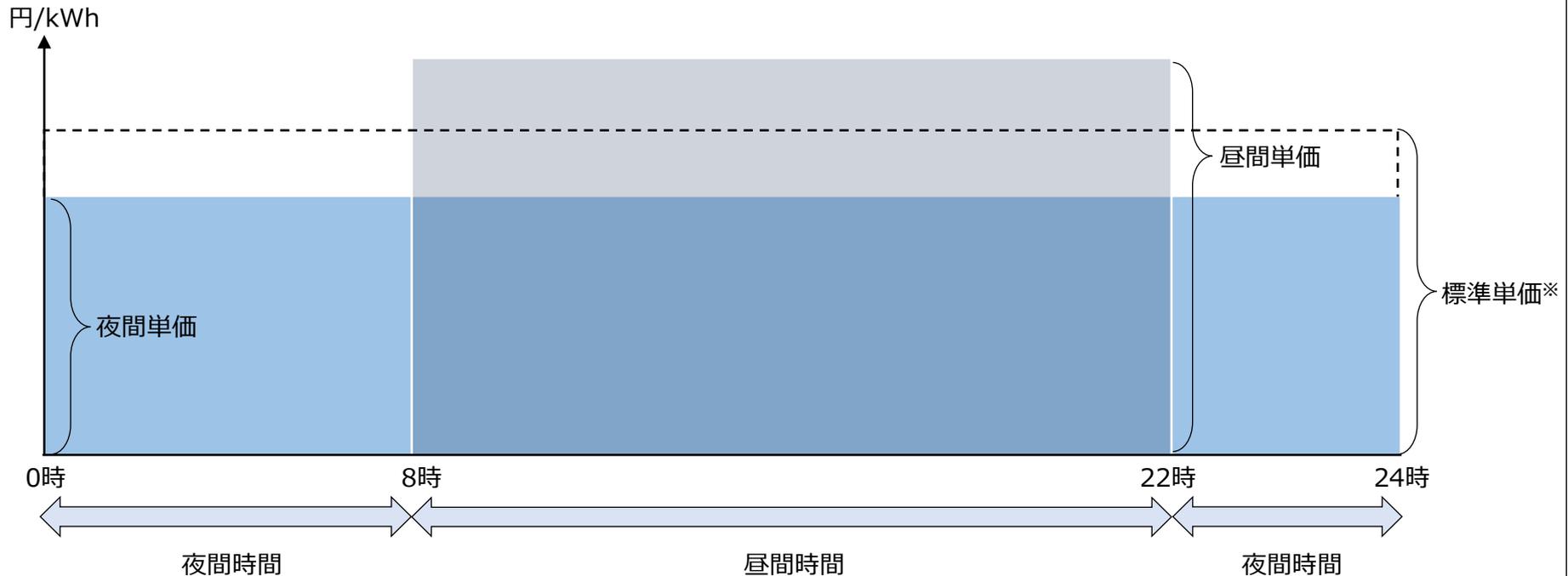
- 当社は、系統安定化のため、受電地点および供給地点における力率を一定水準以上に保持していただくこととしております。
- 力率割引割増制度について、低圧の需要者については、近年の機器の高効率化等に伴い、料金による力率向上評価の効果が小さくなっていることから、力率割引割増制度を設定しないことといたしました。
- ただし、高圧、特別高圧の需要者については、設備容量が大きく、系統へ与える影響が少なくないことや、電力設備の利用効率維持・向上の観点から、引き続き力率割引割増制度を設定することとしております。

力率割引制度について

- 交流の電気には、実際に仕事をする有効電力と、電圧を維持するために必要な無効電力が存在します。力率は有効電力と無効電力をあわせた皮相電力と有効電力の割合ですが、送配電設備は皮相電力をもとに形成されるため、効率的な送配電設備の形成には皮相電力に対する有効電力の割合を高める、すなわち力率の向上が欠かせません。
- このため需要者の方々に力率を向上いただくインセンティブとして、力率85%を基準に力率が1%向上した場合に基本料金を1%割引し、力率が1%悪化した場合に基本料金を1%割増する制度を、特別高圧と高圧の需要者に対して設定しております。

- 低圧託送料金につきまして、高圧・特別高圧と同様、送配電関連設備の効率的な使用を促すべく、設備の利用状況の差を反映した、時間帯別接続送電サービス（時間帯別料金）を事業者設定基準を届け出て、設定いたしました。
- 時間帯別接続送電サービスの昼間単価・夜間単価の設定にあたっては、送配電関連設備について、全体の需要のピークにあわせて設備形成を行っていることを踏まえ、高圧・特別高圧と同様、送配電関連設備全体の利用状況に基づき算定しております。

昼間単価・夜間単価設定のイメージ



※ 標準接続送電サービスの電力量料金率

○低圧 接続送電サービス料金

(単位：円)

契約種別		単位	料金単価		
			新単価 (消費税等相当額含む)	現行単価 (消費税等相当額含む)	
電灯定額 接続送電 サービス	電灯 料金	10Wまで	1灯	38.55	—
		10Wをこえ20Wまで	1灯	77.10	—
		20Wをこえ40Wまで	1灯	154.20	—
		40Wをこえ60Wまで	1灯	231.29	—
		60Wをこえ100Wまで	1灯	385.50	—
		100Wをこえる100Wまでごとに	1灯	385.50	—
	小型 機器 料金	50VAまで	1機器	115.14	—
		50VAをこえ100VAまで	1機器	230.29	—
		100VAをこえる100VAまでごとに	1機器	230.29	—
電灯標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1kW	172.80	—
		SB契約・主開閉器契約	1kVA	124.20	—
		SB契約：5アンペア	1契約	62.10	—
		SB契約：15アンペア	1契約	186.30	—
	電力量料金	1kWh	8.82	—	
電灯時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1kW	172.80	—
		SB契約・主開閉器契約	1kVA	124.20	—
		SB契約：5アンペア	1契約	62.10	—
		SB契約：15アンペア	1契約	186.30	—
	電力量料金	昼間	1kWh	10.07	—
		夜間	1kWh	7.05	—
電灯従量接続送電サービス		1kWh	11.65	—	

※ 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

○低圧 接続送電サービス料金

(単位:円)

契約種別			単位	料金単価	
				新単価 (消費税等相当額含む)	現行単価 (消費税等相当額含む)
動力標準 接続送電サービス	基本料金	実量契約	1kW	577.80	—
		主開閉器契約	1kW	421.20	—
	電力量料金		1kWh	8.78	—
動力時間帯別 接続送電サービス	基本料金	実量契約	1kW	577.80	—
		主開閉器契約	1kW	421.20	—
	電力量料金	昼間	1kWh	10.05	—
		夜間	1kWh	7.05	—
動力従量接続送電サービス			1kWh	18.25	—

○低圧 臨時接続送電サービス料金

(単位:円)

契約種別			単位	料金単価	
				新単価 (消費税等相当額含む)	現行単価 (消費税等相当額含む)
電灯臨時定額 接続送電サービス	50VAまで		1日につき	3.41	—
	50VAをこえ100VAまで			6.84	—
	100VAをこえ500VAまでの場合 100VAまでごとに			6.84	—
	500VAをこえ1kVAまで			68.35	—
	1kVAをこえ3kVAまでの場合 1kVAまでごとに			68.35	—
電灯臨時 接続送電サービス	基本料金	1kVA	電灯標準接続送電サービスの料 金率を10%割り増ししたもの	—	—
	電力量料金	1kWh		—	—
動力臨時定額接続送電サービス			1kW1日につき	123.21	—
動力臨時 接続送電サービス	基本料金	1kW	動力標準接続送電サービスの料 金率を20%割り増ししたもの	—	—
	電力量料金	1kWh		—	—

※ 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

○高圧・特別高圧 接続送電サービス料金

(単位:円)

契約種別		単位	料金単価		
			新単価 (消費税等相当額含む)	現行単価 (消費税等相当額含む)	
高圧標準 接続送電サービス	基本料金	1kW	685.80	675.00	
	電力量料金	1kWh	2.68	2.64	
高圧時間帯別 接続送電サービス	基本料金	1kW	685.80	675.00	
	電力量料金	昼間	1kWh	3.02	2.96
		夜間	1kWh	2.22	2.18
高圧従量接続送電サービス		1kWh	13.92	13.71	
ピークシフト割引		1kW	582.12	573.48	
特別高圧標準 接続送電サービス	基本料金	1kW	469.80	421.20	
	電力量料金	1kWh	1.37	1.31	
特別高圧時間帯別 接続送電サービス	基本料金	1kW	469.80	421.20	
	電力量料金	昼間	1kWh	1.50	1.44
		夜間	1kWh	1.18	1.13
特別高圧従量接続送電サービス		1kWh	9.07	8.21	
ピークシフト割引		1kW	398.52	358.56	

※ 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

○高圧・特別高圧 臨時接続送電サービス料金

(単位：円)

契約種別		単位	料金単価	
			新単価 (消費税等相当額含む)	現行単価 (消費税等相当額含む)
高圧臨時 接続送電サービス	基本料金	1kW	高圧標準接続送電サービスの料金 率を20%割り増したもの	—
	電力量料金	1kWh		
特別高圧臨時 接続送電サービス	基本料金	1kW	特別高圧標準接続送電サービスの 料金率を20%割り増したもの	—
	電力量料金	1kWh		

○高圧・特別高圧 予備送電サービス料金

(単位：円)

契約種別		単位	料金単価	
			新単価 (消費税等相当額含む)	現行単価 (消費税等相当額含む)
高圧	予備送電サービスA	1kW	81.00	77.76
	予備送電サービスB	1kW	102.60	98.28
特別高圧	予備送電サービスA	1kW	70.20	69.12
	予備送電サービスB	1kW	100.44	98.28

※ 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

○近接性評価割引

(単位：円)

	単 位	割 引 単 価	
		新単価 (消費税等相当額含む)	現行単価 (消費税等相当額含む)
受電電圧が標準電圧6,000V以下の場合	1 kWh	0.55	高圧 特別高圧 0.21
受電電圧が標準電圧6,000Vをこえ 140,000V以下の場合	1 kWh	0.44	
受電電圧が標準電圧140,000Vをこえる場合	1 kWh	0.23	

※ 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。